



※建築基準法により定められた高さの最高限度が以下に示す内容よりも小さい場合は、その制限に従うものとする。  
 ※また、国定公園の区域内で許可を受けて行う行為や、地区計画の区域内で建築物を建築する等、「届出の適用除外」(前頁参照)に位置づけられている行為は、それぞれの関係法令に基づく基準に従うものとする。